

尾張旭市監査公表第3号

令和2年12月28日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した定例監査結果報告について、令和3年1月20日付け2長第1198号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年1月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

健康福祉部長寿課

監査の指摘事項	措置状況
地域包括支援センター運営業務委託仕様書において、事業報告書等の提出期限を実施年度の翌年の7月末としているが、地方自治法施行令第143条第1項第5号により、歳出の会計年度所属区分は支出負担行為をした日の属する年度となり、年度内に報告書を受領し、完了検査を行う必要がある。	今後は、地方自治法施行令第143条第1項第5号にのっとり、年度内に報告書を受領し、完了検査を行うよう事務を改めます。
要介護認定調査の委託契約に関する文書が3年保存となっているが、尾張旭市文書取扱規程別表（第26条関係）により、契約、協定等に関する文書は5年保存が適切である。	要介護認定調査の委託契約に関する文書について、5年保存の文書に編集し直しました。